

ワークシェアリングを支える ITプロジェクトと新たな取組

ーグローバルドシエ・イニシアチブー

特許庁 総務部総務課企画調査官 **今村 亘**

PROFILE

平成6年特許庁入庁。機械分野の審査官、審判官のほか、審査基準室、プリンストン大学客員研究員、特許情報利用推進室、技術調査課、審査企画室、調整課等を経て、平成24年7月より現職。

1 はじめに

研究開発や市場のグローバル化の進展により、グローバル出願が増加している。このような中、世界の特許出願のおよそ8割が出願される日米欧中韓の五大特許庁（IP5）は、同じ発明が重複して各国に出願される、いわゆる重複出願を効率的に審査するためのワークシェアリングを推進している。そして、このためのプラットフォームとして2008年から10の基礎プロジェクト¹を立ち上げた。

各プロジェクトは、3つの専門の作業部会（WG1：特許分類関連、WG2：情報技術関連、WG3：審査関連）で分担し、それぞれ活動を続けている。その結果、一定の成果が得られ完了するプロジェクトもあれば、検討した結果、もう少し長期のスパンで検討をすべきであるといったプロジェクトも出てきている。

ここでは、10の基礎プロジェクトのうち、6つのプロジェクトが含まれる情報技術関連の作業部会（WG2）に関し、これまでの日本国特許庁（JPO）の貢献と、今まさに検討が開始された、今後のIP5における情報技術の中核ともなる「グローバルドシエ」について紹介し、これに関するJPOの構想について紹介したい。

2 IP5での取組

IP5WG2では、これまで、以下の6つのプロジェクトを進めてきた。

- ① 共通文献
- ② 相互機械翻訳
- ③ サーチ・審査結果への共通アクセス
- ④ 共通出願様式
- ⑤ 共通サーチ・審査支援ツール
- ⑥ サーチ戦略の共有・文書化のための共通アプローチ

このうち、JPOは、プロジェクトのリード庁として「③サーチ・審査結果への共通アクセス」と「④共通出願様式」の2つのプロジェクトを担当してきた。

2.1 サーチ・審査結果への共通アクセス

特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）等をはじめとするワークシェアリングにおいて、他庁の審査経過や審査結果等の審査関連情報をリアルタイムに参照し、自庁での審査に利用することは、効率的で、かつ、より安定した権利を設定することができる、いわゆる質の高い審査を実現する上で欠かせないものである。そこで、JPOは、「サーチ・審査結果への共通アクセス」のプロジェクトにおいて、審査官が、IP5各庁の審査関連情報をワンストップで取得することができるITインフラである「ワンポータルドシエ」を提唱し、WG2で検討を進めてきた。現在、2013年7月のワンポータルドシエのリリースに向け、IP5で協力して開発を行なっているところである。

1 <http://www.fiveipoffices.org/projects.html>

2.2 共通出願様式²

ユーザーが世界各国で特許を取得するためには、それぞれの国へ出願をする必要がある。その際、国毎に異なる出願様式で特許出願をするのは出願人の負担になり、グローバルな知財活動を阻害し得るものであることから、IP5 では、出願明細書様式の共通化を進めるため共通出願様式 (CAF : Common Application Format) のプロジェクトを立ち上げて検討を進めてきた。

その結果、2009年1月から、日米欧の三極特許庁でCAF に従った出願の受付が開始された。続く2010年1月には、韓国特許庁 (KIPO) が、さらに2012年8月には、中国国家知識産権局 (SIPO) が受付を開始し、現在、IP5 全てでCAF に従った出願が可能となっている。

3 グローバルドシエ構想

3.1 グローバルドシエのコンセプト

ワンポータルドシエの開発が進む中で、審査関連情報の一括取得のみならず、特許出願に関連するあらゆる情報へのアクセスや手続きの簡素化へのニーズが高まってきた。さらに、審査官だけではなく、出願人や一般公衆等のユーザーにもこれらの情報やシステムを提供すべきではないかとの声も大きくなってきている。

このような状況に鑑み、2012年5月にJPO と米国特許商標庁 (USPTO) が共同で「グローバルドシエ・コンセプト」をIP5 に対して提案した。

この提案の基本コンセプトは、全てのユーザーに対し、複数国の審査経過情報を含む、様々な情報への“ワンストップ・アクセス”を可能とするためのグローバルなインフラを構築しようとするものであり、以下の4つのポイントが含まれている。

- ①審査経過情報を仮想的に一元化することにより、複数国にわたるファミリー出願の情報へのワンストップ・アクセスを可能にすること。

2 <http://www.fiveipoffices.org/documentation/CAF.html>

- ②特許庁の審査官や職員だけでなく、出願人や一般公衆をも含む全てのステークホルダーに対して、サービスを提供し、利益をもたらすこと。
- ③グローバルドシエという新しい傘のもと、既存の関連プロジェクトを統合するための共通ゴールを与えるアンブレラ・アプローチをとることにより、既存プロジェクトの資産を活かして無駄を省きつつ、ユーザーへのメリットを最大化すること。
- ④IP5 と世界知的所有権機関 (WIPO) の協力により、それぞれの強みを活かして、真にグローバルなシステムを構築すること。

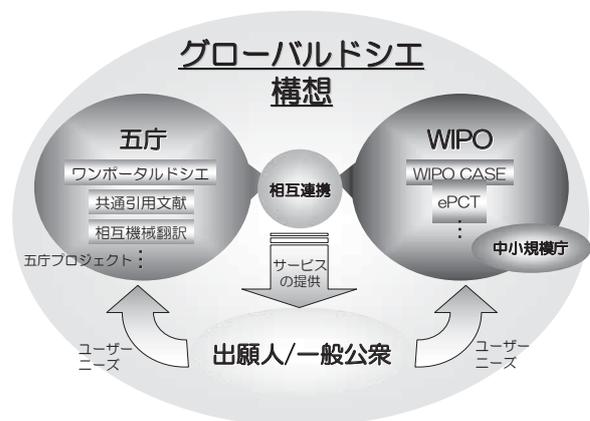


図1 グローバルドシエ構想

その後の2012年6月のIP5 長官会合では、グローバルドシエは、今後のIP5 における重要な取組であるとして、IP5 で協力して検討を進めていくことが合意された。加えて、グローバルドシエは、出願人や一般公衆等の様々なユーザーにも提供されるものであることから、特許庁側の観点だけではなく、ユーザー側の観点を含めて検討すべきであるとして、IP5 及びWIPOの実務者とユーザーの代表から構成されるグローバルドシエ・タスクフォース (GDTF) を設置することも承認された。

3.2 グローバルドシエ・タスクフォース (GDTF)

先の長官会合の結果を受け、2012年7月に開催された第5回IP5WG2 会合において、グローバルドシエや



GDTF の役割などが議論された。その結果、グローバルドシエは、単独のプロジェクトということではなく、様々な IT プロジェクトを包括し、指針を与える「グローバルドシエ・イニシアチブ」として位置付けて、個々のプロジェクトをグローバルドシエの下で進めていくものであることが確認された。また、具体的にどのようなプロジェクトを進めていくかということについては、ユーザーの意見も踏まえて検討することとされた。

さらに、このユーザーの意見を取り込むメカニズムである GDTF については、第 1 回目の会合を、次回の WG2 会合と合わせて 2013 年の早い時期に開催することとなった。

IP5 のワーキンググループにおいて、ユーザーを交えての会合を開き、ユーザーニーズを直接把握して政策に反映していく進め方は、初めての試みであり、画期的なものといえよう。

3.3 グローバルドシエの今後

上述のように、グローバルドシエは複数の IT プロジェクトを含む広範な概念であり、具体的にどのようなプロジェクトを実施していくかについては、今後、GDTF ミーティング等を通じて決定されることとなるが、JPO としては、まずは多くの庁の審査関連情報を共有できるような環境の構築を最優先とすべきであると考えている。これは、そのような環境の構築が、庁間のワークシェアリングの促進につながるだけでなく、出願人等ユーザーに様々なサービスを提供する上での基盤になり得ると考えられるからである。

今後、既存の IT プロジェクトを統合し、グローバルドシエを実現していくためのいくつかのアプローチについて紹介したい。

3.3.1 ワンポータルドシエの拡張による審査結果の共有国の拡大

特許審査ハイウェイ (PPH) に見るように、ワークシェアリングの取組は拡大しており、PPH への参加は、現在 26 カ国・地域・機関に上っている。これらワークシェアリングを支援するためには、IP5 以外の各庁の審査関

連情報をも容易に取得できるようにすることが極めて重要となる。これを実現するための方法の一つとしては、「ワンポータルドシエ」への IP5 以外の庁の参加促進が考えられる。しかしながら、IP5 各庁と相互接続を行うためのシステムを構築することは、相応の負担が要されるため、特に中小規模庁の参加は、現実的には困難なことが予想される。

そこで、ワンポータルドシエの仕組みを活かしつつ、参加庁の拡大を行う別のアプローチとして、現在、WIPO を中心に開発が進められている、主として中小規模庁の審査関連情報を共有するためのシステムである CASE (Centralized Access to Search and Examination) との連携が考えられる。CASE は、中小規模庁が WIPO のデータベースにデータをアップロードし、WIPO を介して、審査関連情報を交換するもので、中小規模庁も比較的参加しやすいシステムとなっている。ワンポータルドシエと CASE を接続可能とすることで、IP5 と中小規模庁間で審査関連情報に相互アクセスが可能となり、関連する出願の情報を網羅的に取得することができるようになるのである。

このワンポータルドシエと CASE を接続したインターフェースによるドシエ情報へのアクセス環境が、言わば今後のグローバルドシエの共通基盤として利用できることとなれば、IP5 や現在の WIPO CASE の参加国 (豪、加、英) の枠を超えて、より多くの庁が接続することが可能となるため、新規参加庁にとってのメリットも一層大きくなると言える。

また、ワンポータルドシエの拡張は、単により多くの国の審査関連情報を取得できるだけではない。これを通じて、質の高い JPO の審査結果が IP5 のみならず、PPH 参加国や ASEAN 等の国々にも提供されることになり、我が国企業が世界中のどこにおいても JPO と同様の審査結果を得ることができる。さらに、各国における早期権利取得も期待される。

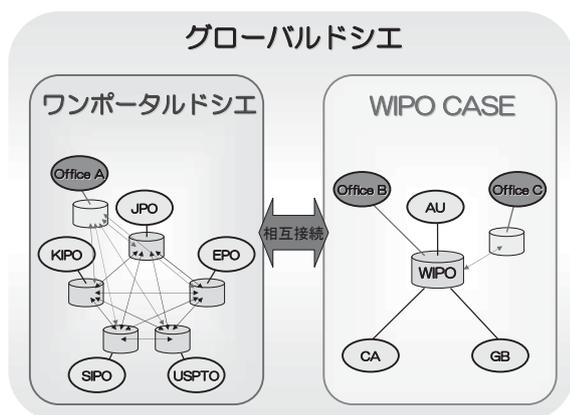


図2 ワンポータルドシエの拡張

3.3.2 出願人及び一般公衆への提供

グローバルドシエのコンセプトでは、特許庁の審査官や職員だけでなく、出願人や一般公衆をも含む全てのステークホルダーに対し、サービスを提供し、利益をもたらすことを掲げている。そのため、ワンポータルドシエで特許庁間でのみ共有している審査関連情報を出願人や一般公衆等のユーザーへも提供するような仕組みを検討することも必要である。

現在、ユーザー向けのサービスとしては、特許電子図書館 (IPDL) や USPTO が提供している PAIR (Patent Application Information Retrieval)、EPO が提供している Espacenet や European Patent Register 等がある。また、日米欧の三極の取り組みとして EPO が進めている共通引用文献 (CCD³: Common Citation Document) がある。CCD は、関連する出願の審査で引用された文献が一覧表示され、その文献にも容易にアクセスすることができるものであり、既に公衆にも提供されている。これらサービスとワンポータルドシエで提供する審査関連情報とのリンクが可能になれば、ユーザーの利便性は更に高まる。

このような、既存のプラットフォームを活用しながら、審査官だけでなく出願人や一般公衆にもサービスを提供することができれば、ワンポータルドシエや CASE が提供するような審査関連情報に加え、出願人や一般公衆向けの新たなサービスを新たな形で提供することも可能

となる。また、グローバルドシエの共通基盤を整備することで、多くの庁の審査関連情報を利用した様々なサービスがより早期に実現できるようになる。

3.3.3 新たなサービスの提供

グローバルドシエの最初の段階においては、各庁の審査関連情報の参照機能が中心となっているが、グローバルドシエの将来像としては、上述した CCD との連携など、他の情報やサービスとの連携についても考えられる。また、WIPO が進めている PCT の出願・管理のためのシステムである ePCT や各オフィスにおけるオンライン出願システム、出願管理機能などをベースに、電子出願やインタラクティブな出願管理の機能の構築なども想定される。

但し、これらに関しては、技術的な観点や各庁の開発予算、ユーザーニーズなどに応じて今後決定されるものである。先述した GDTF を中心として、IP5 で検討していくことが期待される。

4 おわりに

グローバルドシエの議論は始まったばかりであり、未だコンセプトに過ぎないところも多い。しかしながら、IP5 や WIPO においては、これまで様々な IT の取組を進めてきており、多くの経験が蓄えられ、その成果物が着実に生まれつつある。IP5 と WIPO がこれらを活かしつつ、互いに協力し、それぞれの強みを生かして補完し合うことで、真にグローバルな仕組みを効率的に構築していくことができる。

JPO は、各庁と密に連携を取りながら、グローバルドシエ・イニシアチブを推進していく予定である。

3 <http://www.epo.org/searching/free/citation.html>